

～公益法人だより～

第 11 号 平成 29 年 11 月 29 日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

県では、毎年度、事業報告等の提出時に、添付書類の各種様式に必要事項を入力いただき、認定基準への適合状況を確認しています。とりわけ、財務的な基準である「収支相償」については、不適合となる事例がしばしば見られ、その考え方や対応方策について多くご質問をいただいています。そこで、今回は、収支相償を満たさない場合の対応についてお知らせしますので、該当する法人におかれては、ご確認ください。

また、公益法人への移行期間が終了してから約 4 年が経過し、各法人におかれては、すでに理事、監事といった役員の改選をされているところですが、このような役員の役割と責任を再確認いただき、法令に基づく自律的な運営体制を確保していただくため、法律に定められている役員の役割と責任についてお知らせします。また、内閣府で作成されている簡易なパンフレットについてもご紹介しますので、役員改選時などにご活用ください。

これまでに発行した公益法人だよりは、滋賀県公益認定等委員会のホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/koeki-hojin/kouekinintei/kouekininteiinkai.html>）にも掲載しています。

（掲載場所）

滋賀県公益認定等委員会ホームページ

監督について

公益法人だより

収支相償を満たさない場合の対応について

毎年度の事業報告等の提出時に添付いただく別表 A において、認定基準の 1 つである収支相償についての適合状況を判定していますが、判定の結果、当年度の収入が費用を上回り、収支相償を満たさない事例が見受けられます。

このように収支相償を満たさず、剰余金が発生した場合、この剰余金の解消方策について、同じく別表 A において記載いただいているところですが、どのような方策が認められるかなどについてお問い合わせもいただいています。

そこで、内閣府が作成している公益認定等ガイドラインや F A Q を基に、剰余金の解消方策として認められる方策を以下でご紹介します。

翌事業年度に実施する公益目的事業の拡大や充実のために使用する

剰余金が発生した翌事業年度において、公益目的事業の拡大や充実のために剰余金を使用する方法です。この場合、単に他の財源の代わりに剰余金を財源として公益目的事業を実施するだけでは、剰余金を解消したことにならず、剰余金と同額以上の損失（公益目的事業会計での赤字）が発生させることが必要です。よって、例年実施されている事業を拡大する、または事業内容を充実させるなどの取組が必要ですので、ご注意ください。

剰余金の発生した翌年度においてその剰余金を解消することが難しく、そのことについて合理的な理由があることを説明した場合、剰余金の解消を翌々年度まで延長することが認められますが、その場合には、翌々年度の事業計画書等の提出時に、剰余金の解消計画（剰余金の具体的な使途がわかる書類）を提出する必要があります。

（参考資料：FAQ問 - 2 - ）

公益目的事業に係る特定費用準備資金を積み立てる

将来の特定の公益目的事業の実施のため、認定法施行規則第 18 条に定められた特定費用準備資金として剰余金を積み立てる方法です。特定費用準備資金については、単に将来の赤字補てんを目的として積み立てることは認められず、将来に当該資金の目的である活動を行うことが見込まれることや積立限度額が合理的に算定されていることなどの要件を満たす必要があります。

特定費用準備資金についての詳細は、「公益法人だより 第 6 号（平成 28 年 9 月 1 日発行）」をご参照ください。

公益目的保有財産に係る資産取得資金を積み立てる

将来の特定の公益目的保有財産の取得のため、認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に定められた資産取得資金として剰余金を積み立てる方法です。資産取得資金についても、特段の計画なしに将来の公益目的保有財産の取得に備えて積み立てるということは認められず、将来に当該資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれることや財産の取得のために必要な積立額（最低額）が合理的に算定されていることなどの要件を満たす必要があります。

資産取得資金についても、詳細は「公益法人だより 第 6 号（平成 28 年 9 月 1 日発行）」をご参照ください。

当期の公益目的保有財産の取得に充てる

剰余金が発生した年度において、公益目的保有財産の取得のために剰余金を充当する方法です。なお、取得する財産が公益目的事業だけでなく、収益事業などにも共用する

財産である場合には、財産の取得額のうち、公益目的事業に使用する割合の分のみが剰余金の解消方策として認められます。また、財産の取得が数年後になる場合には、資産取得資金として積み立てることになります。

取得の対象となる財産は、原則的として公益目的事業に実際に使用される財産(例：建物、車両運搬具、什器備品など)となりますが、以下のような内容を満たす場合には、金融資産の取得も認められます。(参考資料：FAQ問 - 2 -)

事業拡大に関して、実物資産ではなく、金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確なこと

事業拡大の内容は具体的になっており、それが事業計画等として法人において機関決定等(理事会等の承認、決定)を受けていること

運用する金融資産について、その内容及びこれから生じる運用益の見込額が妥当であること並びに運用益が事業拡大の財源として合理的に説明できるものであること

その他、事業の財源として、剰余金を用いることについて望ましい理由があること

再確認！法人の役員（理事・監事）の役割・責任について

公益法人への移行期間が終了してから約4年が経過し、各法人におかれては、すでに理事、監事といった役員の改選をされているところですが、このような法人の役員の役割と責任を再確認いただき、法令に基づく自律的な運営体制を確保していただくため、法律に定められている役員の役割と責任についてお知らせします。また、内閣府で作成されている簡易なパンフレットについてもご紹介しますので、役員改選時などにぜひご活用ください。

【理事の役割・責任について】

・理事は、理事会を構成する役員であり、理事会を通じて、法人の業務執行の決定や他の理事の職務執行の監督などを行うのが主な役割です。また、特に理事会で選定された代表理事や業務執行理事については、法人の業務を執行する権限を有します。

・各理事は上記のような役割を担う上で、それぞれ下記のような義務と責任がありますので、再度ご確認ください。

(主な義務)

善管注意義務(法人法第64条、172条1項、民法第644条)

法人との委任関係に基づき、「善良な管理者の注意」をもって職務を行う義務

忠実義務(法人法第83条、197条)

法令等を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務

競業および利益相反取引の制限（法人法第 84 条、92 条、197 条）

自己または第三者のために法人と取引するなどの場合は、理事会の承認と取引後の報告が必要

社員総会・評議員会における説明義務（法人法第 53 条、190 条）

社員総会で社員から特定の事項について説明を求められたときに、説明する義務

監事に対する報告義務（法人法第 85 条、197 条）

法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、監事に報告する義務

（主な責任）

法人に対する損害賠償責任（法人法第 111 条、198 条）

任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任

第三者に対する損害賠償責任（法人法第 117 条、198 条）

職務について悪意または重大な過失があったときに第三者に生じた損害を賠償する責任

【監事の役割・責任について】

・監事は、理事会への出席などを通じて理事の職務執行を監査する役割を担っています。また、各事業年度の計算書類および事業報告については、監事による監査を受けなければなりません。

・各監事は上記のような役割を担う上で、それぞれ下記のような義務と責任がありますので、再度ご確認ください。

（主な義務）

善管注意義務（法人法第 64 条、172 条 1 項、民法第 644 条）

法人との委任関係に基づき、「善良な管理者の注意」をもって職務を行う義務

理事会への出席義務（法人法第 101 条 1 項、197 条）

理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる義務

理事会への報告義務（法人法第 100 条、197 条）

理事の不正行為やそのおそれがあると認めるとき、または法令や定款に違反する事実等があると認めるときに、その旨を理事会に報告する義務

社員総会・評議員会における説明義務（法人法第 53 条、190 条）

社員総会で社員から特定の事項について説明を求められたときに、説明を行う義務

社員総会・評議員会の議案等の調査・報告義務（法人法第 102 条、197 条）

理事が社員総会に提出しようとする議案や書類等を調査し、法令等に違反する事項等があると認めるときに、調査結果を社員総会に報告する義務

（主な責任）

法人に対する損害賠償責任（法人法第 111 条、198 条）

任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任
第三者に対する損害賠償責任（法人法第 117 条、198 条）
職務について悪意または重大な過失があったときに第三者に生じた損害を賠償する責任

法人の理事および監事の役割と責任について、重要なポイントをまとめた簡易なパンフレット（A 4 版・携帯版）を内閣府において作成されており、公益法人 information（<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>）に掲載されていますので、役員の皆さまに周知いただくなど、ぜひご活用ください。

（掲載場所）

公益法人 information

公益法人の皆様へ

公益法人・移行法人の運営について

て

おわりに

本年度も下半期となり、多くの法人におかれては、次年度の事業計画や収支予算について検討を始めておられるかと思いますが、特に次年度において新たな事業の実施を検討されている場合、その内容によっては、変更認定などの手続きが必要となる場合がありますので、手続の要否についてご不明な場合には、お早めにご相談ください。

変更認定申請については、事業の実施前に申請が必要となるほか、申請については、本県の附属機関である滋賀県公益認定等委員会への諮問が必要となり、申請から認定までに 2～3 カ月要する場合がありますので、ご留意ください。

「公益法人だより」において掲載を希望される事項などがありましたら、メール等でご連絡いただければ、掲載していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上